附則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

予防接種

予防接種の記録（３）

日本脳炎 Japanese Encephalitis					
時期		接種年月日 Y/M/D (年齢)	ﾒｰｶｰ又は製剤名／ﾛｯﾄ Manufacturer or Brand name / Lot.No.	接種者署名 Physician	備　考 Remarks
第１期初回	１回				
	２回				
第１期追加					

ﾜｸﾁﾝの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D (年齢)	ﾒｰｶｰ又は製剤名／ﾛｯﾄ Manufacturer or Brand name / Lot.No.	接種者署名 Physician	備　考 Remarks
ヒトパピローマウイルス (HPV) Human Papilloma （２価・４価）	１回				
	２回				
	３回				

●薬剤や食品などのアレルギー記入欄